海外旅行保険 重要事項説明書

通販契約用

契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明

- ■ご契約に際して特にご確認いただきたい事項を「契約概要のご説明」に、特にご注意いただきたい事項を「注意喚起情報のご説明」に 記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、内容をご確認のうえ、お申し込みくださいますようお願いします。また、本書 面は、ご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。ご不明な点につ いては、カスタマーセンターにお問い合わせください。
- ■ご契約者と被保険者が異なる場合など、ご契約者以外に被保険者がいらっしゃる場合には、その方にもここに記載されている内容をお 伝えくださいますようお願いします。
- ▼ この重要事項説明書は大きく2つの内容で構成されています。

I 契約概要 のご説明 ご契約に際して、 特にご確認いただきたい 事項を、記載しています。	1 商品の仕組みおよび引受条件等 2 2 保険料 5 3 保険料の支払方法・払込方法 6	4 満期返れい金・契約者配当金 6 5 解約返れい金の有無 6
II 注意喚起情報 のご説明 ご契約に際して、 ご契約者にとって不利益 になる事項など、 特にご注意いただきたい 事項を、記載しています。	1 クーリングオフ説明書 7 2 告知義務 (他の保険契約等の有無) 7 3 死亡保険金受取人について 7 4 通知義務 (ご契約後にご連絡いただく事項) 7 5 保険期間の延長について 7 6 重大事由による解除 7	7 無効・取消し・失効について 7 8 保険責任開始期 8 9 保険金をお支払いできない主な場合 8 10 解約と解約返れい金について 8 11 保険会社破綻時の取扱い 8 12 万一、事故が発生した場合のご注意 8

保険会社等の連絡・相談・苦情窓口について

ご契約いただく内容に関する確認事項(意向確認事項) ……………

au 損保へのお問い合わせ・ご相談・苦情 がある場合には下記にご連絡ください。

カスタマーセンター

£ 0800-700-0600

受付時間 9:00~18:00 (年末年始を除きます)

※携帯電話・PHS からもご利用いただけます。 ※おかけ間違いにご注意ください。

事故が発生した場合は、 30日以内に、下記にご連絡ください。

海外サポートデスク

日本 **6** 0077-78-7365 国内 -⁻⁻ または 03-6365-8885

海外 (81) -3-6365-8885 から

※コレクトコールをご利用ください 受付時間 24 時間 365 日

※おかけ間違いにご注意ください。

指定紛争解決機関について

au 損保との間で問題を解決できない場合は

au 損保は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争 解決機関である日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結して います。au 損保との間で問題を解決できない場合には、日本損害 保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

日本損害保険協会 そんぽADRセンター [ナビダイヤル] 0570-022808

※受付時間[平日 AM9:15~PM5:00(土日祝日および年末年始を除きます)] ※通話料はお客さまのご負担となります。 ※携帯電話からもご利用いただけます。 ※おかけ間違いにご注意ください。 ※詳細は、日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

ご契約に際して特にご確認いただきたい事項を、この「契約概要のご説明」に 記載しています。

1 商品の仕組みおよび引受条件等

<1> 商品の仕組み

(1) 海外旅行保険は、海外旅行中に被保険者がさまざまな急激かつ偶然な外来の事故によって傷害(「ケガ」といいます。)を被った場合、発病した場合またはその他費用を負担することによって損害を被った場合などに保険金をお支払いする保険です。 海外に永住される方や帰国予定のない方を被保険者とするご契約はできません。

(2) 被保険者(補償の対象となる方)の範囲

被保険者の範囲は、「本人タイプ」もしくは「家族タイプ(注1)」よりご選択いただくことができます。

	被保険者の範囲
本人タイプ	契約申込画面にて指定されたご本人
家族タイプ (注 1)	契約申込画面にて指定されたご本人および ご本人と一緒に旅行されるご家族(注2)の うち、契約画面に指定された方

- (注1) 家族旅行特約をセットしたタイプです。
- (注 2) 以下に該当する方に限ります。
 - ① ご本人の配偶者(婚姻の届出を予定されている方を含みます。)
 - ② ご本人または配偶者と生計を共にする同居の親族 (ご本人の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。)
 - ③ ご本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚*の子 *未婚とは、婚姻歴のないことをいいます。
- ※上記の家族構成は、保険契約締結時におけるものをいいます。
- ※ご家族の範囲以外の方がご加入された場合は、家族旅行特約の規定に従い、保険金が 削減されたりお支払いできないことがあります。

<2>補償の内容等(主な特約とその概要)

(1) 保険金をお支払いする場合とお支払いできない主な場合

トスピラ症をいいます。

この保険について、主なものを記載しています。またご契約のプランおよびセットされる特約により「保険金をお支払いする場合」や「お支払いする保険金の額」が異なることがありますのでご注意ください。なお、傷害死亡保険金と疾病死亡保険金は死亡された被保険者の死亡保険金受取人に、治療・救援費用保険金の救援者費用部分は費用を負担された方に、それ以外の保険金はケガ、損失または損害を被った被保険者にお支払いします。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

	損失まには損害を放うに被係隣	者にお支払いします。詳細は普通保険約	試・特別をご唯認くにさい。
保険金 の種類	保険金を お支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡保険金	海外旅行中の事故による ケガのため、事故の発生の日 からその日を含めて180日以 内に死亡された場合	傷害死亡保険金額の全額※ 同一のケガにより、既に傷害後遺障害保険金をお支払いしている場合は、傷害死亡保険金額からその額を差し引いてお支払いします。	 ご契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 闘争行為、自殺行為、犯罪行為 自動車、原動機付自転車の無資格運転中、酒気帯び運転中または麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態での運転中の事故 脳疾患、病気または心神喪失 妊娠、出産、早産または流産 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変(注1) 自動車等の乗用具による競技、競争もしくは興行
傷後障保険	海外旅行中の事故による ケガのため、事故の発生の日 からその日を含めて 180 日以 内に後遺障害が発生した場合	傷害後遺障害 保険金額 × ※ お支払いする傷害後遺障害保険金の額は、保 険期間を通じて傷害後遺障害保険金額が限度 となります。	またはこれらのための練習を行っている間の事故 ⑧ むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの (注2) (傷害後遺障害保険金のみ) ⑨ 危険な職業に従事中のケガ ⑩ 旅行開始前・終了後に発生したケガ など (注1) テロ行為によって発生したケガに関しては、自動セットされる「テロ行為補償特約」により、保険金お支払いの対象となります。 (注2) 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を証明することができないものをいいます。
疾 死 保 除	(注2) 感染症とは、コレラ、ペスト 熱、黄熱、重症急性呼吸器症候 ブルグ病、コクシジオイデス症 イルス感染症、腎症候性出血熱	疾病死亡保険金額の全額 疾病死亡保険金額の全額 、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰 群、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マーノ 、デング熱、領力・強、ウエストナイル熱、リッサウ、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエン 、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レ	

(= TA A	——————————————————————————————————————		
保険金 の種類	保険金を お支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
治救保 療費 作用金	● 治療費用に行いする場合 ● 治療費用に行いするもの ① 海外旅いのによれたた間のによるケガー ② 海外旅の下に、	 ◆治療費用に関するもの下記の費用で実際に支払われた治療費等のうち社会通念上妥当と認められる金額(下記の①へ③、⑥、⑦については、ケガの場合は事故の日から、病気の場合は初診の日から、その日を含めて180 日以内に必要となった費用に限ります。) ① 医師・病院に支払った診療・入院関係骨野師の指索である。 ② 治療のために必要になった通訊雇入費用、交通費 ③ 義手、義足の修理費(ケガの場合のおおり等) ④ 为院のため心要になった通訊雇入費用、交通費 ③ 義手、義足の修理費(ケガの場合のみ)等、方には直接帰国するために必要ななります。) ⑤ 旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費(14)戻しを受けた金額や負担するために必要な交通費用 ⑦ 法令に基づき、公的機関より消毒を命じられた場かに必要な交通費用 ② 対策費用に関するものが表すを対した費用は保険金をお支払いできません。 ◆ 救援費用に関するものご契約有案に対した費用は保険者、または被保険者の親族の方が実際に支出した音額に関するもの資調をで支出した費用は保険者の現が書かられる金額 ① 捜索救助費用 ② 救援者の現前手続費、現地での諸雑費(本人タイプの場合は被災者1名にでの交通費(教援者3名分まで) ③ 救援者の宿泊施設の客室料(救援者3名かつ1名につき14日分まで) ④ 救援者の溶流が最近に関するを予定していた金額(治定す) ⑤ 現地からの移送費用(払戻しを受けた金額、治療まで、次の4の万円まで) ① 現場者の溶解とよります。) ⑤ 現地がることを発に直接を引力のおよには変換の客室料(14日分まで) ① 環体処理費用(100万円まで) ① 家族タイプの場合のみりが行行程離脱後、復帰するためまたは直接を分の方がま保護を設けた場合は、対応の方により、対応の音を対したご家族の交別をなります。また、次のa、b、の費用がおるに、油酸の客室料(14日分まで) ※ お支払いする保険者は、1回のケガ、病気、事故なにのいて治療を受けた場合に、被保険者が診療機関に直接支払った費用といて治療を受けた場合に、被保険者が診療機関に直接支払った費用 b、海外において治療を受けた場合に、被保険者が診療機関に直接支払った時間をが必要となり、にはお支払の対対をとなり、にはお支払の対対をとなり、にはお支払の対対をとなり、にはお支払の対対をとなり、にはお支払の対対をとなり、にはお支払の対対をとなり、にはお支払の対対をとなり、にはお支払の対対をとなりにはおりまで、対域を機能を対がの対域となります。また、次のは、対域を対域を対して、対域を対域を対して、対域を対して、対域を対して、対域を対しに対域を対して、対域を対して、対域を対して、対域を対して、対域を対して、対域を対して、対域を対して、対域を対して、対域を対して、対域を対して、対域を対して、対域を対して、対域を対して、対域を対して、対域を対して、対域を対して、対域を対して、対域を対して、対域を対して、対域を対しでは、対域を対して、対域を対して、対域を対して、対域を対して、対域を対し、対域を対して、対域を対して、対域を対して、対域を対して、対域を対して、対域を対して、対域を対して、対域を対して、対域を対して、対域を対して、対域を対して、対域を対して、対域を対して、対域を対して、対域を対しで、対域を対しで、対域を対しで、対域を対して、対域を対して、対域を対して、対域を対しで、対域を対しで、対域を対しで、対域を対しで、対域を対して、対域を対して、対域を対して、対域を対して、対域を対して、対域を対しで、対域を対して、対域を対しでは対しで、対域を対しで、対域を対しで、対域を対しで、対域を対しで、対域を対して、対域を対しが、対域を対しが、対域を対しで、対域を対しで、対域を対しで、対域を	(1) ご契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 (2) 闘争行為、犯罪行為 (3) 自動車、原動機付自転車の無資格運転中、酒気帯び運転かできないおそれがある状態での運転中の事故 (4) 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変(注1) (5) 自動車等の乗用具による競技、競争もしくは興行またはこれらのための練習を行っている間の事故 (6) むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの(注2) (7) 危険な職業に従事中のケガ (8) 旅行開始前、終了後に発生したケガ (9) 妊娠、出産、早産または流産が原因の病気 (1) 歯科疾病 (1) 旅行開始前に発病した病気(既往症)など (注1) テロ行為によって発生した損害に関しては、自動セットされる「テロ行為補償特約」により、保険金お支払いの対象となります。 (注2) 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科、耳鼻科検査等によりその根拠を証明することができないものをいいます。

口で	归ゆ△ナ		
保険金 の種類	保険金を お支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
個 片質 金	被保険者 (注1) が海外旅行中における偶然な事故により、他人を死傷させたり、他人の物 (注2) に損害を与えたりした結果、第三者に対して法律上の損害賠償責任を負った場合 (注1) 被保険者が責任無能力者である場合は、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合も保険金お支払いの対象となります。 (注2) レンタル業者よりご契約者または被保険者が直接借用した旅行用品または生活用品、宿泊施設の客室・客室内の動産(セイフティボックスのキーおよびルームキーを含みます。)、住居等居住施設内の部屋・部屋内の動産(ただし、建物、マンションの戸室全体を賃借している場合を除きます。) を含みます。	損害賠償金の額 - 自己負担額 (0円) ※ 1回の事故につき個人賠償責任保険金額が限度となります。 ※ 別枠で約款所定の費用(損害防止軽減費用等)をお支払いすることがあります。 ※ 賠償額の決定については、事前に弊社の承認が必要です。 ※ 他の保険契約または共済契約から保険金が支払われている場合には、保険金を差し引いてお支払いすることがあります。	1.次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ① ご契約者、被保険者の故意 ② 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変(注) 2.次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ① 職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ② 職務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ③ 第三者との間の約定によって加重された損害賠償責任 ④ 同居する親族および旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任 ⑤ 応空機・船舶・車両(人力のものやゴルフ・カートを除きます。)の所有・使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑥ 航空機・船舶・車両(人力のものやゴルフ・カートを除きます。)の所有・使用または管理に起因する損害賠償責任 など(注)テロ行為によって発生した損害に関しては、自動セットされる「テロ行為補償特約」によ
携損保行。除品害金	海外旅行中に携行する身の回り品(注)に、偶然な事故により損害が発生した場合(注)被保険者が所有または旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り、かつ携行するカメラ、カバン、衣類等の身の回り品をいいます。ただし、下記のものは対象に含まれません。 ① 通貨、小切手、株券、手形、定期券、印紙、切手、その他これらに類する物。ただし、定期券以外の乗車券等については補償対象となります。 ② 預貯金証書、キャッシュカード、クレジットカード、運転免許証、その他これに類する物。ただし自動車または原動機付自転車の免許証やパスポートについては補償対象となります。 ③ 船舶、自動車、原動機付自転車およびこれらの付属品 ④ 山岳登はん(ピッケル等の登山用具を使用するものおよびロッククライミング等をいいます。)などの危険な運動を行っている間のそのための用具やサーフィン等を行うための用具 ⑤ 義歯、義肢およびコンタクトレンズその他これらに類する物 ⑥ 動物および植物 ⑦ 商品もしくは製品等または業務の目的のみに使用される設備もしくは付器	### (0円) ** 保険期間を通じ、携行品損害保険金額が限度となります。 ** 携行品損害保険金額が30万円を超える場合は、盗難、強盗および航空会社に預けた手荷物の不着による損害に対する限度額は、保険期間を通じて30万円となります。 ** 損害の額は携行品1個、1組または1対あたり10万円(乗車券等は5万円)が限度となります。 ** 損害の額とは修理費、または再調達価額(同等のものを再度新品で購入するために要する費用をいいます。)から減価償却した時価額のいずれか低い方をいい、運転免許証については5万円を限度に再取得費用(現地にて負担した場合に限ります。交通費、宿泊費を含みます。)をいいます。 ** 他の保険契約または共済契約から保険金が支払われている場合には、保険金を差し引いてお支払いすることがあります。	り、保険金お支払いの対象となります。 ① ご契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ② 自動車、原動機付自転車の無資格運転中、酒気帯び運転中または麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態での運転中の事故 ③ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変(注) ④ 差押え、破壊等の公権力の行使(火災消防・避難処置、空港等の安全確認検査での錠の破壊を含みません。) ⑤ 保険の対象の欠陥 ⑥ 保険の対象の自然の消耗・性質によるさび、かび、変色その他類似の事由またはねずみ食い、虫食い ⑦ 保険の対象のすり傷等の単なる外観の損傷 ⑧ 保険の対象の置き忘れ・紛失 など (注)テロ行為によって発生した損害に関しては、自動セットされる「テロ行為補償特約」により、保険金お支払いの対象となります。
航空機寄 託手荷物 遅延等費 用保険金 ※ 2013年 12月18日 以降お申込 みのご契約 にセットさ れます。	航空会社に運搬を寄託した手荷物が、航空機到着後6時間以内に予定目的地に運搬されなかったため、やむをえず必要となった身の回り品購入のための費用を負担した場合	身の回り品購入費 ※ 身の回り品購入費とは、次の①から③のものをいいます。 ① 衣類購入費(下着・寝間着等の必要不可欠な衣類) ② 生活必需品購入費(洗面用具など) ③ 上記①②以外にやむを得ず必要となった身の回り品購入費 ※ 1回の事故につき10万円が限度となります。 ※ 目的地に到着してから96時間以内に負担した費用に限ります。	① ご契約者、被保険者または保険金受取人の故意もしくは重大な過失または法令違反 ② 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変、暴動(注) ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 など (注) テロ行為によって発生した損害に関しては、自動セットされる「テロ行為補償特約」により、保険金お支払いの対象となります。

事故 (注) により被保険者が海外 かられる金額または、同等の事故に対して通常 意、重大な過失または法令違反 意、重大な過失または法令違反 意 動争行為、自殺行為、犯罪行為 負担する費用に相当する金額(払い戻しを受けた額、負担することを予定していた金額等を除 意ます。) 気帯び運転中または麻薬等の影響により	保険金 の種類	保険金を お支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
② 宿泊施設の客室料 ③ 食事代 ④ 国際電話料等通信費 ⑤ 渡航手続費 ⑥ 渡航先での各種サービス取消料等 ⑦ 身の回り品購入費 旅行事故 緊急費用 保 険 金 ※ 2013年 12月17日までにお申込みのご契別にです。 本ものに限ります。 おものに限ります。 おものに限ります。 おものに限ります。 おものに限ります。 から機関、交通機関、宿泊機関、 を決したがきれます。 とき で、 航空機がその目的地に運搬されなかった場合で、 航空機がその目的地に運搬されなかった場合で、 航空機がその目的地に運搬されなかった場合で、 航空機がその目的地に運搬されなかった場合で、 航空機がその目的地に運搬されなかった場合で、 航空機がその目的地に運搬されなかった場合で、 航空機がその目的地に運搬されなかった場合で、 航空機がその目的地に運搬されなかった場合で、 航空機がその目的地に到着してから 96 時間以内に、 航空会社に運搬を寄託 した手荷物が目的地に運搬されなかった場合で、 航空機がその目的地に到着してから 96 時間以内に、 航空会社に運搬を寄託 した手荷物が目的地に運搬されなかった場合で、 航空機がその目的地に到着してから 96 時間以内に費用を負担したとき (注1) テロ行為によって発生した事故 (注2) 被保険者が更ないの対象となります。 (注2) 被保険者が見対ないの対象となります。 (注2) 被保険者が見渡れている場合で、 航空機がその目的地に到着してから 96 時間以内に費用を負担したとき (注1) テロ行為によって発生した事故 (注2) 被保険者が可覚症状を訴えている場合でも、 レントゲン検査・ 脳波所見、神経・ でも、 レントゲン検査・ 脳波所見、 神経・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	緊急費用 保険金 ※ 2013年 12月17日 までにお申 込みのご契 約にセット	事故(注)により被保険者が海外旅行中に下記費用の負担を余儀なくされた場合 ① 交通費 ② 宿泊施設の客室料 ③ 食事代 ④ 国際電話料等通信費 ⑤ 渡航手続費 ⑥ 渡航先での各種サービス取消料等 ⑦ 身の回り品購入費 (注)予期せぬ偶然な事故とは、公的機関、交通機関、流行会社(ツアーオペレーターを含みます。)によって、事故の発生が証明されるものに限ります。	められる金額または、同等の事故に対して通常負担する費用に相当する金額(払い戻しを受けた額、負担することを予定していた金額等を除きます。) ただし、左記③食事代については次の a. または b. のいずれかに該当した場合に、⑦身の回り品購入費については次の c. に該当した場合に限りお支払いします。 a. 搭乗予定航空機の 6 時間以上の出発遅延、欠航、運休もしくは搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能、または、搭乗した航空機の着陸地変更により、6 時間以内に代替機を利用できないとき b. 搭乗した航空機の遅延等により、乗継予定航空機に搭乗できず、乗継地への到着時のとき c. 被保険者が乗客として搭乗する航空機の到着後 6 時間以内に代替機を利用できないとき c. 被保険者が乗客として搭乗する航空機の到着後 6 時間以内に連搬されなかった場合で、航空機がその目的地に運搬を寄託した手荷物が目的地に運搬されなかった場合で、航空機がその目的地に到着してから96 時間以内に費用を負担したとき ※ お支払いする保険金は、保険期間を通じて左記①~⑥の合計で旅行事故緊急費用保険金額が限度となります。ただし、③食事代については、保険期間を通じて旅行事故緊急費用保険金額の10%が限度となります。また、⑦身の回り品購入費については、①~⑥とは別に保険期間を通りて旅行事故緊急費用保険金額の2倍が限度となります。	② 闘争行為、自殺行為、犯罪行為 ③ 自動車、原動機付自転車の無資格運転中、酒気帯び運転中または麻薬等の影響により正常な連転ができないおそれがある状態での運転中の事故 ④ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変(注) ⑤ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑥ 運行時刻が定められていない交通機関の遅延または欠航・運休 ⑦ 妊娠、出産、早産または流産が原因の病気 ⑧ 歯科疾病 ⑨ むちうち・腰痛等で医学的他覚所見のないもの(注2) ⑪ 山岳登はん(ピッケル等の登山用具を使用するものおよびロッククライミング等をいいます。)、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗などの危険な運動を行っている間の事故 ⑪ 旅行開始前、終了後に発生した事故 など (注1) テロ行為によって発生した損害に関しては、自動セットされる「テロ行為補償特約」により、保険金お支払いの対象となります。 (注2) 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科、耳鼻科検査等によりその根拠を証明することができないものをいいます。

- ※ 既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。
- ※ 家族タイプの場合、個人賠償責任、携行品損害および航空機寄託手荷物遅延等費用については、ご本人およびご本人と一緒に旅行されるご家族のうち契約画面に入力された方(被保険者)全員で一つの保険金額を共有します。

⚠ 特約の補償に関するご注意

被保険者またはそのご家族が、既に同種の補償・特約等をご契約されている場合は、補償が重複し、保険料が無駄となることがあります。 ご契約にあたっては、特約の補償内容について、ご要望に沿った内容であることを必ずご確認ください。

(注) なお、複数あるご契約のうち、これらの補償・特約等が1つのご契約のみにセットされている場合は、そのご契約を解約されると補償がなくなってしまいますのでご注意ください。

(2) 保険期間(ご契約期間)

保険期間は旅行期間にあわせて 3 日 \sim 15 日の間でご設定ください。

旅行行程が 2 日以内または 16 日以上の場合にはご契約いただけません。また、保険期間中であっても旅行行程開始前および旅行行程終了後に発生した事故については保険金をお支払いできません。

(3) 引受条件(保険金額等)

- ① 保険金額(ご契約金額)の設定については、ご用意したプランの中から被保険者の方の年齢や収入等に照らして、ご選択ください。なお、死亡に関する保険金額は以下のいずれかに該当する場合、被保険者ごとに他の保険契約等と合算して 1,000 万円が限度となります。
 - ・満 15 歳未満の方を被保険者とする場合
 - ・ご契約者と被保険者が異なる場合
- ② ご契約者としてご加入いただける方は、次のすべての条件を満たされている方に限ります。あらかじめご了承ください。
 - ・お申込み時点で日本国内に居住されている満 18 歳以上の方
 - ・個人の方(法人をご契約者とするお申込みはできません。)
 - ・日本国内から web アクセスされている方(海外からお申込みはできません。)
 - ・クレジットカードをお持ちの方または au 携帯電話(スマートフォンを含む)に登録済みの au ID をお持ちの方
- ③ 被保険者としてご加入いただける方は保険期間の開始時点で満74歳以下の方に限ります。あらかじめご了承ください。

2 保険料

保険料は、保険金額、保険期間等により決まります。実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、契約申込画面にて ご確認ください。

3 保険料の支払方法・払込方法

- (1) 支払方法 [以下からご選択いただけます。]
 - ▶ クレジットカード払 (注1)
 - ▶ 通信料金等との合算払 (注2)
- (2) 払込方法

ご契約時に全額を払い込む一時払となります。

(注 1) お申込人(ご契約者)名義のクレジットカードに限ります。

(注 2) au 携帯電話(スマートフォンを含む)に登録済みの au ID をお持ちの方は、au 携帯電話(スマートフォンを含む)の通信料金等と合算してお支払いいただくことができます。なお、au ID を登録した au 携帯電話(スマートフォンを含む)の名義人がお申込人(ご契約者)ご本人およびご家族である場合に限ります。また、パソコンからお申込みの場合、通信料金等との合算払はご選択いただけません。

4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5 解約返れい金の有無

ご契約を解約される場合には、弊社サイト上の「お客さま専用ページ(マイページ)」よりお手続きください。なお、解約に際しては、解約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金としてお支払いする場合があります。

Ⅱ 注意喚起情報 のご説明

ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい 事項をこの「注意喚起情報のご説明」に記載しています。

1 クーリングオフ説明書 (ご契約のお申込みの撤回等について)

この保険は、ご契約のお申込みの撤回等(クーリングオフ)はできません。ご契約内容をお確かめのうえ、お申し込みください。

2 告知義務〔他の保険契約等の有無〕 (ご契約時にお申し出いただく事項)

- (1) ご契約者または被保険者になる方には、危険に関する重要な事項のうち、弊社が契約申込画面にて告知を求める項目(告知事項) について、ご契約時に事実を正確にお申し出いただく義務(告知義務)があります。
- (2) 告知の項目について、ご契約者または被保険者の故意または重大な過失により、お申し出いただけなかった場合や、お申し出いただいた事項が事実と異なっている場合には、ご契約を解除させていただくことや、保険金をお支払いできないことがあります。ご契約に際して、今一度お確かめください。

【告知事項】

- ① 被保険者が旅行行程中に従事する「危険な職業 | (注1)の有無
- ② 同じ被保険者について身体のケガに対して保険金が支払われる他の保険契約等(注2)の有無
 - (注1) 危険な職業とは次のものをいいます。

オートテスター(テストライダーをいいます。)、オートル、イ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モターボート競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロルスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

(注2) 海外旅行保険、スタンダード傷害保険等をいい、団体契約、共済契約を含みます。

3 死亡保険金受取人について

死亡保険金受取人は被保険者の法定相続人とさせていただきます。また死亡保険金受取人の変更はお取り扱いできません。

4 通知義務〔ご契約後にご連絡いただく事項〕

ご契約者または被保険者は下記に記載する通知事項が発生した場合、遅滞なく弊社までご連絡いただく義務(通知義務)があります。

- (1) 旅行中に「危険な職業」に従事されることになった場合 「危険な職業(前記**2**と同じ)」に従事されることとなった場合、遅滞なくカスタマーセンターまでご連絡ください。この場合、 ご契約が解除になり、危険な職業に従事された時以降に発生した事故によるケガ等に対しては、保険金をお支払いできませんの であらかじめご了承ください。
- (2) 住所または連絡先等を変更される場合

ご契約者が住所やメールアドレス等の連絡先を変更された場合は、遅滞なく弊社サイト上の「お客さま専用ページ(マイページ)」より手続きください。お手続きいただけない場合は、重要なお知らせやご案内ができなくなります。

5 保険期間の延長について

旅行日程が変更(延長)となる場合で保険期間の延長をご希望のときには、日本にいらっしゃる代理の方(ご家族)にカスタマーセンターにて延長の手続きを行うように依頼してください。保険期間終了前に手続きが完了しませんと期間延長ができなくなりますので十分ご注意ください。延長のお手続きは海外から行うことはできません。また、通算保険期間が31日を超える期間延長はできません。お手続きの詳細については、カスタマーセンターにお問い合わせください。

- (注)被保険者が保険期間の末日までに旅行の終了を予定していたにもかかわらず、下記の事由により遅延した場合には、保険期間は到着が通常遅延すると認められる時間で、かつ 72 時間を限度として自動的に延長されます。
 - ① 被保険者が乗客として搭乗しているまたは搭乗予定の交通機関のうち運行時刻が定められているものの遅延または欠航・運休
 - ② 交通機関の搭乗予約受付業務に不備があったことによる搭乗不能
 - ③ 被保険者が治療を受けたこと
 - ④ 被保険者の旅券の盗難または紛失(ただし、被保険者が旅券の発給または渡航書の発給を受けた場合に限ります。)
 - ⑤ 被保険者の同行家族または同行予約者が入院したこと
 - ※ 家族タイプをご契約の場合は上記以外にも自動延長される場合がございます。詳細は家族旅行特約をご確認ください。

6 重大事由による解除

保険金を支払わせることを目的としてケガ・病気・損害または事故を発生させた場合、詐欺を行った場合や複数の保険契約に加入されることで保険金額等の合計額が著しく過大となる場合、また、ご契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などについては、ご契約を解除させていただくことや、保険金をお支払いできないことがあります。

7 無効、取消し、失効について

下記の事がらに該当した場合について、既に払い込みいただいた保険料の取扱いは以下のとおりです。

- (1) ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもってご契約を締結した場合は、この保険契約は無効となります。既に払い込みいただいた保険料は返還できません。
- (2) ご契約者または被保険者の詐欺または強迫によってご契約を締結した場合は、この保険契約は取消しとなることがあります。既に払い込みいただいた保険料は返還できません。
- (3) 被保険者が死亡された場合は、この保険契約は失効となります。既に払い込みいただいた保険料は普通保険約款・特約に定める規定により返還します。

8 保険責任開始期

・弊社の保険責任は保険期間の初日(出発日当日)の午前 0 時に開始します。ただし、保険期間の初日(出発日当日)にお申込み手続きをされた場合は、ご契約成立後に保険責任が開始されます。

保険契約手続完了通知(ご契約完了画面)に表示されます、「保険期間」にて保険開始時刻をご確認ください。いずれの場合にも、補償が開始されるのは旅行のために住居を出発した時以降からとなります。

- ・当サイト上で次の3つの手続きが完了した以降でないと補償は始まりませんのでご注意ください。
 - ①「全ての内容を確認のうえ、保険契約を申し込みます」ボタンを押し、申込操作を完了していただくこと
 - ② クレジットカードもしくは通信料金等との合算による払込手続きを完了していただくこと(保険料決済の有効性が確認されること)
 - ③ 上記①および②の手続完了後に「保険契約手続完了画面」が表示されること

9 保険金をお支払いできない主な場合

主なものを記載しています。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

- (1) 次のいずれかによるケガ、病気、または損害については、保険金をお支払いできません。
 - ・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失
 - ・闘争行為、自殺行為、犯罪行為
 - ・戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変(注1) など
- (2) 下記のものは保険金をお支払いできません。
 - ① ケガに関する補償について
 - ・旅行開始前または旅行終了後に被ったケガ
 - ・危険な職業に従事中のケガ
 - ・むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの(注2) など
 - ② 病気に関する補償について(治療・救援費用保険金の治療費用部分のみ)
 - ・ご契約時に既に被っている病気 など
 - (注 1) テロ行為によって発生したケガ、病気、損害に関しては、自動セットされる「テロ行為補償特約」により、保険金お支払いの対象 となります。
 - (注 2) 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

10 解約と解約返れい金について

ご契約後、保険契約を解約される場合には、弊社サイト上の「お客さま専用ページ(マイページ)」よりお手続きください。解約の条件によっては弊社の定めるところにしたがい、保険料を返還させていただくことがあります。また、保険期間の開始日以降に解約した場合、返還される保険料があっても、払い込みいただいた保険料の合計額より少ない金額になりますので、あらかじめご了承ください。

11 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合など業務または財産の状況が変化したときには、保険金のお支払いや解約返れい金などのお支払いが一定期間凍結されたり金額が削減されたりする場合があります。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金・解約返れい金などは80%まで(経営破綻後3か月以内に発生した保険事故に係る保険金は100%)補償されます。

12 万一、事故が発生した場合のご注意

(1) 事故の発生

- ① 事故が発生した場合には、30 日以内に海外サポートデスクまでご連絡ください。事故の発生の日からその日を含めて 30 日以内にご連絡がないと、それによって弊社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- ② 他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。
- ③ 個人賠償責任補償特約がセットされたご契約の場合、賠償事故に関わる示談交渉については、事前に弊社へご相談ください。あらかじめ弊社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。
- ④ 被保険者が実際に被った損害等を補償する特約などについては、補償が重複する他の保険契約等がある場合、発生した損害に対して既に支払われた保険金の有無によって、弊社がお支払いする保険金の額が異なります。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

(弊社がお支払いする保険金の額) (注1)

- a. 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は支払責任額(注2)をお支払いします。
- b. 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、支払責任額 (注 2) を限度に、実際の損害の額から他の保険 契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた額をお支払いします。
 - (注 1) お支払いする保険金の額は、補償の内容や他の保険契約等の保険金の支払条件によっては、上記と異なる場合があります。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。
 - (注2) 他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

(2) 保険金の支払請求時に必要となる書類等

被保険者または保険金を受け取るべき方は、**〈別表「保険金請求書類」〉**のうち弊社が求める書類をご提出していただく必要があります。なお、必要に応じて他の書類のご提出をお願いする場合がありますのでご了承ください。

(3) 保険金のお支払時期

弊社は(2)保険金の支払請求時に必要となる書類等をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要となる事項の確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、弊社は普通保険約款・特約に定める期日までに保険金をお支払いします。詳細は海外サポートデスクまでお問い合わせください。

(4) 保険金請求権の時効

保険金請求権については時効 (3年) がありますのでご注意ください。保険金請求権が発生する時期等、詳細は普通保険約款・ 特約をご確認ください。

<別表「保険金請求書類」>

る書類もないないないないないないないないないないないないないないないないないないない
ないない
ないない
ないない
な。
な
な
な
な
な
な
な
な
関) な。
<u> </u>
 類
料
な。
J.,
な。
<i>†</i> 3
な。
な。

くその他ご注意いただきたいこと>

1. ご契約時にご注意いただきたいこと

(1) ペーパレスの取り組みについて

①「お客さま専用ページ(マイページ)」の作成と活用

弊社では書面手続きをできる限り省略し、運営コストの削減につとめ、低廉な保険料の商品をご提供してまいります。そのため、ご契約者(もしくはご加入者)の皆さまにご契約内容の照会・解約等を受け付ける「お客さま専用ページ(マイページ)」を弊社サイト上にご用意いたします。「お客さま専用ページ(マイページ)」にアクセスするためにはログインID/パスワードが必要となりますので、初回ご契約完了後にご案内するログインID/パスワードは大切に保存ください。

② 証券不発行の取り組み

保険証券の不発行は、ご契約者(もしくはご加入者)の同意に基づいて実施しています。上記のとおりペーパレスを実現する ため、お申し込みにあたっては保険証券の不発行の同意にご理解をお願いします。

- ※ ご契約内容の詳細は、「お客さま専用ページ(マイページ)」にてご確認いただけます。
- ※ 保険金の請求にあたり保険証券のご提示は不要です。

(2) 普通保険約款・特約の取扱いについて

普通保険約款・特約は、パソコンサイトに掲載した PDF にてご確認ください。スマートフォンサイトからはご覧いただくことができませんのでご了承ください。なお、普通保険約款・特約集のご郵送をご希望される場合には、カスタマーセンターまでご連絡ください。

(3) 通信に関する免責事項について

お客さまが入力されるお申込み内容、クレジットカード払込内容などの個人情報を安全に送受信するために、弊社では SSL(暗号化通信)を使用しています。SSL 使用により通信経路での盗聴等による、情報漏洩には高い精度をもって対応できますが、万が一弊社の責によらない漏洩などにより発生した損害につきましては、弊社は責任を負いません。また、弊社の責によらない通信障害、端末障害等により、保険契約手続きが遅延または不能となったために生じた損害につきましても弊社は責任を負いません。

2. 保険金の代理請求について

被保険者の方に保険金をご請求できない次のような事情がある場合に、下記【被保険者の代理人となりうる方】が被保険者の代理人として保険金をご請求することができる制度(「代理請求制度」といいます。)がございます。

(被保険者の方に法定代理人がいる場合や第三者に保険金のご請求を委任している場合は、この制度をご利用いただけません。)

- ·保険金等のご請求を行う意思表示が困難であると弊社が認めた場合
- ・弊社が認める傷病名等の告知を受けていない場合 など

【被保険者の代理人となりうる方】

- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者 (注)
- ② 上記①の方がいない場合や上記①の方に保険金をご請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共に する3 親等内の親族
- ③ 上記①および②の方がいない場合や上記①および②の方に保険金をご請求できない事情がある場合には、上記①以外の配偶者 (注) または上記②以外の3 親等内の親族
 - (注) 法律上の配偶者に限ります。
- ※ 万一、被保険者が保険金を請求できない場合に備えて、上記に該当する方々にご契約の存在や代理請求制度の概要等をお知らせいただくようお願いします。被保険者の代理人からの保険金のご請求に対して弊社が保険金をお支払いした後に、重複して保険金のご請求を受けたとしても、弊社は保険金をお支払いできません。

3. ご契約内容および事故報告内容の確認について

損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適切かつ迅速・確 実なお支払いを確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者または同一事故に係るご契約の状況や保険金請求の状況 について日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。確認内容は、上記目的以外には用いません。

※ 具体的には、損害保険の種類、ご契約者名、被保険者名、保険金額、被保険者同意の有無、取扱損害保険会社等の項目について確認を行っています。

4. 被保険者による保険契約の解約請求について

被保険者がご契約者以外の方である場合において、次の①から⑤のいずれかに該当するときは、その被保険者は、ご契約者に対しこの保険契約を解約することを求めることができます。この場合、ご契約者は、弊社に対する通知をもって、この保険契約を解約しなければなりません。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

【被保険者が解約を求めることができる場合】

- ① この保険契約の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
- ② 以下に該当する行為のいずれかがあった場合
 - ・ご契約者または保険金を受け取るべき方が、弊社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的としてケガを 発生させ、または発生させようとした場合
 - ・ご契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合
 - ・保険金を受け取るべき方が、この保険契約に基づく保険金のご請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合
- ③ 他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- ④ ご契約者または保険金を受け取るべき方が、上記②および③の場合と同程度に被保険者のこれらの方に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事がらを発生させた場合
- ⑤ ご契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事がらにより、この保険契約の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合
- ※1 上記①に該当する場合は、その被保険者は、弊社に対する通知をもって、この保険契約を解約することができます。その際はご本人を証明していただく資料等をご提出していただきます。
- ※2 解約する範囲はその被保険者に係る部分に限ります。

ご契約いただく内容に関する確認事項(意向確認事項)

お客さまのご希望に沿う保険商品を提案させていただいておりますが、最終的にお客さまのご希望を満たしているか再度ご確認・ご了解のうえご加入ください。ご不明な点などございましたらカスタマーセンターまでご連絡いただきますようお願い申し上げます。

- 今回お申し込みいただくご契約についてご確認をお願いします。ご確認の結果、お客さまのご希望にお応えできない部分がございましたら、お申込みを中止してください。
- (1) この保険は、旅行期間中のケガや病気による死亡・後遺障害や治療に対する補償として提案させていただくものです。
- (2) ご入力いただいた被保険者の『生年月日』『性別』『旅行先』『旅行目的』について、すべて正しい内容となっていることをご確認ください。
- (3) 次の項目について、お客さまのご希望どおりとなっていることをご確認ください。
 - ① 補償の内容(保険金の種類、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合など)、特約の内容
 - ② 被保険者の範囲
 - ③ 保険期間(旅行期間にあわせてご設定ください。)
 - ④ 保険金額
 - ⑤ 保険料および保険料の支払方法・払込方法
- (4) ご回答いただいた「旅行中の危険な職業・職種の有無」「他の保険契約等」について、正しい内容となっていることをご確認く ださい。
- (5) 今回お申込みいただく保険は、契約者配当金制度がないことをご確認ください。
- (6) 今回お申込みいただく保険は、総合的に見て、お客さまのご希望を満たした内容となっていることをご確認ください。

お客さまに関する情報の取扱い

(1) お客さまの情報の利用目的について

お客さまからお預かりした情報は、適正な保険のお引受け、万一保険事故が発生した場合の円滑かつ適切な保険金のお支払い、保険契約に付帯されるサービスのご提供のほか、ご継続のご案内、保険制度の健全な運営(再保険契約に伴う諸手続きを含みます)、商品のご提案、グループ会社および提携先の商品・サービスのご提案・ご提供などに利用させていただきます。ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則(第53条の10)により、利用目的が限定されています。

- (2) お客さまからお預かりした情報は、下記の①~⑨の場合に提供または共同利用することがあります。
 - ① 個人情報の保護に関する法律その他の法令等により外部への提供が必要と判断される場合
 - ② 利用目的の範囲内において、あらかじめ守秘義務契約を締結した業務委託先等に提供する場合
 - ③ 商品・サービスのご提案を行うためにグループ会社と共同利用する場合
 - ④ 保険契約の適正なお引受け、保険金の適切なお支払い、および不適切な保険金の請求等の発生を未然に防止するため損害保険会社等の間で共同利用する場合
 - ⑤ 保険契約に関する事項について日本損害保険協会に登録され損害保険会社等の間で共同利用する場合
 - ⑥ 保険金の適切および迅速なお支払いのために必要な範囲において保険事故の関係者(当事者、医療機関、修理業者等)に提供 する場合
 - ⑦ 再保険契約の締結や再保険金の請求等のため、本契約や保険金に関する情報を再保険会社等に提供する場合
 - ⑧ 医師等の第三者に対し、申込内容・告知内容・保険金請求内容に関する事実確認を行う場合
 - ⑨ グループ会社の保険引受や保険金お支払いの可否の判断に資するためにグループ会社に提供する場合
- (3) お客さま情報の取得について

本契約に関する保険引受や保険金お支払いの可否を判断するために、グループ会社からその保有する個人情報を受けることがあります。

詳しくは弊社ホームページ(http://www.au-sonpo.co.jp/)をご覧いただくかカスタマーセンターにお問い合わせください。

13D220639[1311]